

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例

平成27年3月20日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)その他関係法令の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し、利用者負担額その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 法第19条第1号に該当する小学校就学前子ども 0円

(2) 法第19条第2号及び第3号に該当する小学校就学前子ども 別表に定める額

2 利用者負担額における小学校就学前子どもの年齢は、年度の初日の前日における年齢によるものとし、当該年度においては、当該年齢を適用するものとする。

3 月の途中において、特定教育・保育又は特定地域型保育の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、当該月の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者で教育・保育を受けた子どもの区分に応じ、次の各号に定める算式により算出した額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(1) 教育を受けた子ども及び常態的に土曜日を閉所する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者で保育を受けた子ども

ア 月途中入所 当月利用者負担額×月途中入所日からの開所日数(当該開所日数が20日を超える場合にあっては、20日)／20日

イ 月途中退所 当月利用者負担額×月途中退所日の前日までの開所日数(当該開所日数が20日を超える場合にあっては、20日)／20日

(2) 保育を受けた子ども(前号に掲げる子どもを除く。)

ア 月途中入所 当月利用者負担額×月途中入園日からの開所日数(当該

開所日数が25日を超える場合にあっては、25日)／25日

イ 月途中退所 当月利用者負担額×月途中退所日の前日までの開所日数
(当該開所日数が25日を超える場合にあっては、25日)／25日

(保育費用の額)

第4条 前条の規定は、法附則第6条第4項の規定による保育費用の額について準用する。この場合において、前条及び別表中「利用者負担額」とあるのは「保育費用」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の決定等)

第5条 市長は、利用者負担額及び保育費用(以下「利用者負担額等」という。)を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)並びに当該特定教育・保育施設等を利用する教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者に対し、その旨を通知するものとする。

(利用者負担額等の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条(第4条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、法の施行の日前から市内に住所を有し、保育施設を利用していた小学校就学前子どもが、平成27年度においても特定教育・保育施設(保育に限る。)を利用し、かつ、次のすべてに該当する場合には、この条例の施行の日から平成27年8月31日までの間、別表第2における階層区分の決定について、1の上位階層への決定を限度とする。

(1) この条例の施行の日前において、笛吹市保育所費用徴収規則第2条別表に定める保育所徴収金基準額表(以下「旧基準表」という。)における階層区分の決定が第4階層以上であること。

(2) 別表第2における階層区分の決定が、旧基準表と同等とされる階層区分に比して上位であること。

(3) この条例の施行の日前において、旧基準表による階層区分の決定の根拠となった税、世帯の状況等に変更がないこと。

(子育て世帯支援のための特例)

- 3 3歳未満児である教育・保育給付認定子どもが、本市の住民基本台帳に記録され、市内に居住し、かつ、本市で教育・保育給付認定を受けている場合の利用者負担額等は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、0円とする。
- 4 前項の規定を適用するに当たり、DVの被害を受け本市に避難している者及び本市に居住する里親(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する者をいう。)に養育されている者は、本市の住民基本台帳に記録されているものとみなす。

附 則(平成28年7月11日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の施行の日以後に改正後の規定により算出した利用者負担額と、同日前に改正前の規定により算出し納付された利用者負担額とに差額が生じる場合には、その差額を支給認定保護者に対し、遡って還付するものとする。

附 則(平成29年3月14日条例第10号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月10日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の規定は、平成29年9月1日から適用する。

附 則(平成30年3月20日条例第9号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月27日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の規定は、平成30年9月1日から適用する。

附 則(令和元年9月25日条例第26号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和4年7月15日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月27日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額/人)(単位:円)				
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
2	1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
3A	当該年度分の市町村民税課税額が均等割額のみ在世帯	10,000	9,800	0	0	
3B1	1階層、2階層及び3A階層を満	48,600円未	13,000	12,800	0	0
4A	除き、当該年度分市町村民税課税世帯	48,600円以上74,300円未	20,000	19,700	0	0
4B	で、その所得割額が右の区分に該当する	74,300円以上97,000円未	24,000	23,700	0	0
5A	世帯	97,000円以上134,900円未	32,000	31,600	0	0
5B		134,900円以上169,000円	34,000	33,600	0	0

	未満				
6A	169,000円以上 214,000円未満	39,000	38,500	0	0
6B	214,000円以上 270,000円未満	40,000	39,500	0	0
6C	270,000円以上 301,000円未満	41,000	40,500	0	0
7	301,000円以上 397,000円未満	43,000	42,400	0	0
8	397,000円以上	45,000	44,400	0	0

備考

- 1 4月から8月までの間に教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分の認定を行うに当たっては、この表中「当該年度分」とあるのは「前年度分」とする。
- 2 この表の「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に規定する市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号の規定する税を含む。)をいう。
- 3 この表の「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。なお、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいう。この場合において、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 4 教育・保育給付認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯で、かつ、

市民税所得割額77,100円以下であるときは、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
- (2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者
 - オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の支給を受けている者
- (3) その他の世帯 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯をいう。

階層区分	利用者負担額(月額/人)(単位:円)	
	3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間
2	0	0
3A	4,000	3,900
3B	5,500	5,400
4A	9,000	9,000
4Bの一部	9,000	9,000

ただし、上表に該当する教育・保育給付認定子どもの属する世帯で、教育・保育給付認定子どもと生計を同一とする兄又は姉がいる場合、この表の規定にかかわらず、全額免除とする。

- 5 同一世帯の2人以上の小学校就学前子どもが同時に次の各号のいずれかに該当する場合における特定教育・保育(保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受

けている教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該教育・保育給付認定子どもが同一世帯の小学校就学前子どものうち2番目に年齢が高い者である場合は、この表に掲げる額の2分の1の額とし、当該教育・保育給付認定子どもが同一世帯の小学校就学前子どものうち最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合は0円とする。

- (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用していること。
 - (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園に入園していること。
 - (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に就学していること。
 - (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けていること。
 - (5) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援を受けていること。
 - (6) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に入所していること。
- 6 前項にかかわらず、教育・保育給付認定保護者と生計を同一にし、かつ、現に監護されている者が2人以上いる世帯で、次の世帯に該当する場合の利用者負担額は次表に掲げる利用者負担額とする。

区分	利用者負担額	多子軽減	
		第2子	第3子以降
2号及び3号認定子ども市民税所得割額57,700円未満	別表に定める階層に応じた負担額	徴収金額を半額免除	徴収金額を全額免除

7 芦川へき地保育所については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に該当しないが、この条例で定める利用者負担額に準じて取り扱うものとする。

附 則(令和8年3月27日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の利用者負担額及び保育費用について適用し、令和7年度以前の年度分の利用者負

担額及び保育費用については、なお従前の例による。